

相模原市人権施策審議会答申をほぼ無視した条例素案に抗議し、
改めて答申に基づく条例制定を強く求める要請書

私たちは、在日コリアンの人権、政治参加の実現を目的とする在日コリアンの弁護士団体の団体である。

今年3月の相模原市人権施策審議会による「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について(答申)」は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の反差別条例をも超える、「相模原モデル」ともいべきもので、他の地方公共団体や国レベルでの包括的な反差別法を促進する国際人権基準に沿う画期的な案として、差別問題の当事者である多くの在日コリアンを含む、各地で反差別法・条例制定に取り組む市民や行政からも熱い期待が寄せられていた。

しかし、去る11月17日、相模原市が公表した同条例の「素案」は、「答申」から大きく後退し、本気で差別をなくそうとする意志が見えない、差別の被害者をはじめとする全国の差別撤廃を願う人々の期待を裏切るものだった。

問題点の第一は、「答申」が、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」と同様に、差別的言動を禁止し、勧告・命令を経ても止めない場合は氏名公表及び秩序罰または行政刑罰の対象とすることを求めたにもかかわらず、「素案」は氏名公表のみにとどめた点である。相模原市内で2019年には人種差別主義団体代表が市議会議員選挙において「規制の法律や条例を作った人間を木の上からぶら下げる」「選挙権がない朝鮮人は帰れ」等と激烈なヘイトスピーチを行い、その後も市議会議員選挙に候補者を出して選挙活動を行うのみならず、韓国籍の人権施策審議会委員に対する市役所前や職場前でのヘイト街宣を行うなど、悪質なヘイトスピーチが繰り返されてきた。市民が毎回現地で抗議活動を行ったことなどにより現在は停止しているが、差別主義団体幹部は相模原市民であり、いつまた街宣、選挙活動が行われるかわからない。実際コリアン市民は、人がいる場所では子どもに母親を「オモニ」と呼ばないように注意するなど日常的に恐怖のもとにおかれている。街宣を繰り返す差別主義者の氏名はすでに報道されているから、氏名公表制度のみを設ける条例では、現に行われているヘイトスピーチを止めることができず、実効性を欠くことが明らかである。

なお、このような「答申」からの後退は、表現の自由との関係を考慮したものと説明されているようであるが、「答申」においても川崎市方式の3回ルールや専門的な第三者機関のチェックなどで担保されており、憲法学者2名を含む審議会が3年以上かけて問題ないと判断していたのであるから、このような「答申」の内容を行政が具体的な根拠なく無視ないし軽視するのは著しく不合理で

あって、許されない。

問題点の第二は、「答申」が、差別的言動の禁止対象を、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とするよう求めたにもかかわらず、「素案」では本邦外出身者であることに限定した点である。戦後最悪のヘイトクライムである「やまゆり園」事件が起きた現地であるにも関わらず、ヘイトクライムを誘引する障害者ヘイトの禁止規定を敢えてはずすことは全く理解することができない。

また、「素案」では、障害者への差別的言動については、大阪市ヘイトスピーチ対処条例類似の拡散防止措置の対象としたが、概要を公表するのみであり、氏名公表はしないものとされている。これではネットなどであふれる言動を到底止めることはできないことが明らかである。この点に関しては、大阪市の同様の氏名公表制度について、既に2022年に最高裁の合憲判決が出ているところであり、表現の自由への配慮を理由として氏名公表制度を採用しないことに合理的根拠は全く認められず、行政が障害者差別を本気で止める気がないと表明しているものとさえ疑われかねないところである。

さらにいえば、性的指向などほかの属性にもとづく差別についてはその対象にすらなっていない。この点、すでに「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」等では、同様の差別について拡散防止措置の対象となっていることと比べても、大きく後退した内容となっている。

問題点の第三は、「答申」が、やまゆり園事件を前文で、差別的動機に基づく犯罪を意味する「ヘイトクライム」と非難するよう求めたにもかかわらず、「素案」では「痛ましい」事件とのみ表現し、「ヘイトクライム」どころか「差別」との文言さえない点である。この点については、「風化することがないよう」との記載があるが、現在もネット上には加害者を礼賛する投稿が増加しつづけており、「ヘイトクライム」の再発防止こそが喫緊の課題であるという深刻な現状からかけ離れた極めて危機意識の薄い認識の表明となっている点は、重大な問題である。

なお、「ヘイトクライム」に関しては、政府も国会答弁で、差別的動機で行われる暴力や犯罪は許されないとの趣旨の発言を行っているところであり、行政においても積極的に「ヘイトクライム」を非難し、抑止するための発信を行うことが望まれているのであり、行政が「答申」の提案をあえて無視して、その表明を差し控えるべき理由は認められない。

問題点の第四は、「答申」が差別事案発生時には市長が速やかに「声明」を出すことを求めたにもかかわらず、「素案」では「声明」を出すことが「できる」ととどまっている点である。この点、下記の「相模原市人権委員会」から市長に声明を出すように求めることができる仕組みも不採用となっているため、市

長が個人的に声明を出す意思がなければ声明が出ないという仕組みになってしまっており、一方で、声明は啓発活動として特別な立法なしでも出すことができるのだから、このままでは条例に規定を設ける実質的意味がほとんど認められないこととなってしまう。

問題点の第五は、「答申」が、人権委員会には「目的」として被害者救済及び差別的言動の解消を通じて条例の目的を実現することが掲げられ、独自の事務局をおき、市長の諮問がなくとも調査審議、建議を行うことができる制度を提案していたにもかかわらず、「素案」では目的条項、救済機能、独立性がなく、「市長から意見を聴かれた場合において」しか動けず、単なる審査会と化している点である。「答申」の内容は、国際人権諸条約により地方も含めて日本に求められている、行政から独立した国内人権機関に準じた画期的な制度設計であり、このような第三者機関による人権施策、被害者救済の促進は、審議会が最も注力した点であるにもかかわらず、行政が何らの合理的理由もなく答申を無視し、制度を骨抜きすることには全く正当性が認められない。なお、首長の「附属機関」であっても、三重県や沖縄県の条例などのように、諮問がなくとも首長に建議できる権限を付与することは認められているところであり、この点も「答申」の内容を後退させたことの弁解とはならない。

以上のとおり、相模原市による「答申」からの後退は何ら合理的な理由がなく、国及び地方レベルにおける包括的な反差別法制度整備の前進に水を差すものであるから、私たちは、相模原市に対し、画期的な「答申」に立ち返り、条例の「素案」及び今後作成される条例案を答申に忠実に基づいたものに全面的に修正するよう、改めて強く要請する。

2023年12月18日

在日コリアン弁護士協会

代表 金 哲 敏